

司法試験

～全ての受験生必見！～

赤木式！論文問題実践演習の学習法

赤木 真也 LEC専任講師

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001213 210149

LM21014

～実践的論文学習法～

第1 論文学習における意識づけ

到達目標：初見でどのような問題が出ても一応の水準以上にたどりつく

↓ そのために必要なスキル？

重要なノウハウ：ぶれない論文検討スキルをつける

+論文重要箇所の知識の弱点克服

(条文が想定する具体例や判例の事案も重要)

+実際に時間内で書ききるための頭の使い方等

↓ 何をするか？

:良質な問題の繰り返しの検討(答案作成編)

入門のBランク以上の箇所のINPUTの穴埋め(講義編+α)

書ききるための様々なノウハウの一元化(答案作成編+答練)

第2 合格答案作成講座の概要(講義に臨むに当たって)

0 講義編(論文用知識の総確認)と答案作成編(問題検討)

答案作成編を柱に、講義編は弱点の発見・克服に役立ててを
答案作成編の準備は時間を要する

→答案作成編を柱に

※論文力の再確認

読解力

法的思考力(最低限の知識+そこから考える力)

応用力

文章力

自己統制力

1 ほぼ全回、論文問題の検討

テキスト：論文問題集+α(新司、旧司)

→問題集は講義の早い段階で以下のランク付け

(1)必須(A。重要難問)、(2)推奨(B。重要)、(3)任意(C。平易 or 傾向外)

Aは現場思考含む、Bは基本論点や条文操作で何とかなる問題

2 講義前の準備

事前準備

＝扱う予定範囲の問題につき、（できれば時間制限して）答案構成メモ作成
（自分が分かればよい→板書するメモ参照）

※答案構成・・・自分がそこから一定の答案を作成できるためのメモ。
慣れれば、どんどん短くなって省略も可能になる）
→「考えたとおりに文章化すれば良い」

※検討の際、詰まった部分、よく分からなかった部分、自信の無かった部分
をはっきりしておく（※ノートの取り方）
＋時間あれば、原因も考え、メモを＝概ね①読み違い②知識不足③応用箇所
→②なら入門該当箇所の復習も

3 講義後の復習

講義前の準備でばっちり自信持って解けた問題で、私の答案構成とほぼ合
致なら復習不要

自信持って解けなかった問題について再検討→原因が①②なら知識再確
認すれば解けるはず、③の場合、私の答案構成見て、どういう着眼点からそ
こにたどり着けるかの確認→その着眼点の可視化（ノート化推奨）

4 時間内にまとめるためのノウハウは積極的に一元化（2年目講座の最初に
配布するレジュメにでも一本化）

第3 論文検討の方法（確立すべき論文検討力）

基本的に、全科目、

①時系列の整理

②原告側の求める効果に関し、条文・判例から要件充足性検討（論点ではない）

③被告側の否認ないし（条文・判例から）抗弁要件充足性を検討（否認＞抗弁）

④原告側の抗弁への否認又は再抗弁以下あれば③同様に検討

困ったときは、当事者目線と条文（＋α）至上主義が鍵。

※ まずは原告側の主張を網羅。

解釈論は、結論を左右するなら、どの要件の話か特定し、理由と結論簡潔に
(急ぐときは判例の結論のみ定義的に書いてもOK)

論点よりも争点を。

※ 条文の指摘を怠らない。項・号まできちんと

※ 定義の重要性 (あいまいな要件と刑法)

※ 反対説批判・問題提起はNot必須 (むしろ不要)

※ 抽象的要件へは事実評価を重視

事実評価のポイント

…比較、当事者 (or 一般人) 目線、組合せ、時間場所での切り取り等

※ 未知の解釈論・・・趣旨から。趣旨=誰のどんな利益、を可及的に明示

※ 悩むべきポイント (結論が両方向どちらもいける場合) は、悩みを見せる
(「確かに・・・しかし・・・」論法)

第4 実践～ (旧司法 H15-2)

Aは、Bから登記簿上330平方メートルと記載されている本件土地を借り受け、本件土地上に自ら本件建物を建てて保存登記を行い、居住していた。Aは、本件建物を改築しようと考え、市の建築課と相談し、敷地面積が330平方メートルならば希望する建物が建築可能と言われたため、本件土地を売ってくれるようBに申し込み、Bはこれを承諾した。売買契約では、3.3平方メートル当たり25万円として代金額を2500万円と決め、Aは代金全額を支払った。以上の事案について、次の問いに答えよ (なお、各問いは独立した問いである)。

1 本件土地の売買契約締結直後に、本件土地建物を時価より1000万円高い価格で買い受けたいというCの申込みがあったため、Aは、Cとの間で本件土地建物の売買契約を締結した。しかし、専門業者の実測の結果、本件土地の面積が実際には297平方メートルであることが判明し、面積不足のためにCの希望していた大きさの建物への建て替えが不可能であることが分かり、AC間の売買契約は解除された。

Aは、Bに対してどのような請求ができるか。

2 数年後、Bは、Aへの移転登記が未了であることを奇貨として、本件土地をDに売却しようと「Aはかつて賃借人だったが、賃料を支払わないため契約を解除した」と虚偽の事実を告げた。Dは、事情を確かめにA方に出向い

たが、全く話をしてもらえなかったためBの言い分が真実らしいと判断し、
本件土地を買い受け移転登記をした。

AD間の法律関係について論ぜよ。

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LM21014